

ID: 799

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	清算金の徴収(第104条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第111条		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第104条第1項の規定による。 (清算) 第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日